

事例項目	国民健康保険高齢受給者証に関するシステムのプログラムミスについて <プログラムミスによる誤った有効期限を記載した国民健康保険高齢受給者証の発送>
事例発生時期	平成19(2007)年7月
担当課	市民生活部 保険年金課
事例概要	発生までの経過 ①平成19(2007)年7月31日、被保険者から保険年金課に、7月25日に発送した平成19(2007)年度分国民健康保険高齢受給者証の有効期限についての問い合わせがあった。 ②調査をしたところ、電算プログラムに誤りがあったため、平成20(2008)年1月1日に75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行する人の有効期限が本来「平成19(2007)年12月31日」となるべきところ、「平成19(2007)年12月32日」となっていた。そのことに気づかず、そのまま発送していたことが判明した。 ③また、平成20(2008)年3月1日に75歳を迎える人の有効期限についても、「平成20(2008)年2月29日」となるべきところ、「平成20(2008)年2月28日」となっており、それをそのまま発送していたことが判明した。
	当時の対応 ・平成19(2007)年8月1日・2日に、誤った受給者証を発送した83人に対し、正式な受給者証を発送した。
発生原因	・電算システムのプログラムミス、及び発送前の確認が不十分であった。
再発防止対策	・受給者証を作成する際は、電算委託業者と連携をとり、プログラム上のミスがないよう努め、発送前には職員によるチェックも行うよう徹底する。